

平成31年度事業計画書

事業の実施方針

平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性として、持続可能な社会づくりとの統合的取組、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生、万全な災害廃棄物処理体制の構築、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進及び循環分野における基盤整備を図っていくこととされている。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）においては、公益目的事業である廃棄物・3Rに係る調査研究事業、調査研究成果の普及啓発事業及び我が国循環産業の国際展開支援事業を進めているところである。

平成31年度は、循環型社会形成推進基本計画を念頭に置き、下記の課題を中心に、国や自治体などからの受託等により、関連調査等を行っていく。なお、近年、海洋プラスチック問題、アジア諸国における廃プラスチックの輸入規制の拡大等を契機に、プラスチックの3Rの一層の推進が喫緊の課題となっていることから、この点に特に留意して業務を行うものとする。

- ① 大規模災害発生時における円滑な廃棄物処理の実施
- ② 廃棄物分野における地球温暖化対策の推進
- ③ 3R（特に2R）活動の推進
- ④ 海面最終処分場の安定化及び利用の促進
- ⑤ 海外循環ビジネスの支援

I 廃棄物・3Rに係る調査研究事業（公1）

1. 受託等事業

次の業務の実施に向け、関連委託・請負業務の入札に参加するなどして受注を図る。

(1) 大規模災害発生時における円滑な廃棄物処理の実施

環境省が推進する自治体の災害対応力強化方策の一環として、災害廃棄物分野における人材育成に資する調査業務を行う。

また、国立環境研究所が取り組んでいる災害廃棄物分野の調査研究に関連して、自治体への支援方策に係る調査業務を行う。

(2) 廃棄物分野における地球温暖化対策の推進

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち「省CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」（平成30年度補正予算によるものを含む。）及び「低炭素型廃棄物処理支援事業」について、補助事業者（間接補助金の執行団体）としての業務を行う。

(3) 3R（特に2R）活動の推進

環境省が実施する3Rの取組を推進するための啓発活動等に関する業務を行う。

また、関係団体が実施する容器包装の3Rに関するセミナーの企画運営等を行う。

(4) 海面最終処分場の安定化及び利用の促進

大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する環境保全対策調査業務及び廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成制度運營業務を行う。

2. 自主事業

(1) 3R活動推進フォーラム支援事業

財団内に事務局を置く3R活動推進フォーラムの業務が円滑に行われるよう支援を行う。

(2) 廃棄物・3R技術ブレークスルー促進事業（焼却主灰の資源化・リサイクル）

会員企業及び研究機関からの依頼に応じた調査検討として、前年度に引き続き、「地域特性に即した焼却主灰の資源化・リサイクルに関するスキーム構築」に向け、エアテーブル選別装置を用いた焼却主灰の選別実験、焼却主灰のリサイクルに係る課題の検討等を行う。

(3) 共同研究事業（中小廃棄物処理施設のエネルギー回収）

前年度に引き続き、関心のある会員企業と共同で、中小廃棄物処理施設のエネルギー回収に関する研究として、地域循環共生圏の構築も念頭に置いて、メタン発酵の先行事例から得られるデータに基づき、モデルシステムのエネルギー回収効果の評価等を行う。

II 廃棄物・3Rに係る調査研究の成果の普及啓発事業（公2）

上記Iの廃棄物・3Rに係る調査研究の成果の広報、3Rの推進についての国民への普及啓発等を通じて、環境保全、公衆衛生の向上、循環型社会形成の推進及び地球環境の保全に資する事業を実施する。

1. セミナー等の開催事業

財団における廃棄物・3Rに係る調査・研究の成果を幅広く周知するため、財団及び3R活動推進フォーラムの年次報告会を開催するとともに、関係団体等におけるセミナー開催等についても、共催、後援等により支援する。

2. インターネットによる情報提供事業

廃棄物・3Rに関する財団の取組に加え、国、地方公共団体、企業、NPO等の最新情報を取りまとめたメルマガ「3R・廃棄物ニュース」を月に3回程度、毎回約6,000の受信先に配信する。

3. 書籍の発刊（ブック財団）及び資料・パンフレット等の作成・配布

財団における廃棄物・3Rに係る調査・研究の成果を幅広く多くの関係者が利活用できるよう「ブック財団」として発刊する。廃棄物・3Rに関する財団の取組等の情報を分かりやすく取りまとめた資料やパンフレットを関連セミナー等で配布する。

Ⅲ 我が国循環産業の国際展開支援事業（公3）

1. 受託等事業

次の業務の実施に向け、関連委託・請負業務の入札に参加するなどして受注を図る。

（1）二国間国際協力案件の支援

我が国循環産業の海外展開の支援に係る政府ミッション等の事前準備（現地情報の収集、関係者との調整）、政府ミッション等への参加、合意事項のフォローアップ等を行う。

（2）開発途上国における廃棄物発電導入の支援

廃棄物発電に係る我が国の技術や経験を活かし、開発途上国における廃棄物発電導入を一層推進するための支援、国内企業が海外に展開しやすい環境づくりの検討等に係る業務を行う。

（3）我が国循環産業の国際展開による地球温暖化対策の推進

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち「我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業」について、補助事業者（間接補助金の執行団体）としての業務を行う。

2. 自主事業

(1) 国際協力プログラムに係る情報提供等による事業者への支援

国際展開事業に関心を持つ会員（以下「センター会員」という。）との情報交換・意見交換、センター会員を対象に開催する「内外動向セミナー」等による情報提供、個別の助言等を行う。

(2) 関係団体への情報提供

センター会員の要請等に応じて、関心の高い開発途上国における海外事情調査等を実施する。